

	項 目	判定
1	管轄内で発生した火災を消火した消火器である。	
2	<p>応急消火義務者ではない。</p> <p>※ 応急消火義務者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 火災を発生させた者 2 火災の発生に直接関係がある者 3 火災が発生した防火対象物の居住者又は勤務者 	
3	使用された消火器は、火災が発生した防火対象物に設置義務が課せられたものではない。	
4	一般社団法人北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部管内(胆振日高管内)に居住又は勤務する住民の所有又は管理する消火器である。	
5	官公庁・企業(個人事業主除く)が所有又は管理する消火器ではない。	
6	林野火災に使用された消火器ではない。	
7	消火器の設計標準使用期限又は製造年月日から10年を経過した消火器ではない。	
8	1火災事案につき2本までの消火器補助申請である。	
9	大型消火器(50型・車載式)ではない。	